

構造変更が加えられた自動車の 自動車税の課税免除 自動車取得税の減免 制度のしおり【平成29年度版】

心身に障がい等のあるかたが利用される自動車のうち、次のような構造変更が加えられた自動車については、自動車税の課税免除・自動車取得税の減免の制度があります。

1 自動車税の課税免除が受けられる自動車

心身に障がい等のあるかたが専ら利用する、例えば車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等、特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車（8ナンバーの特種用途車に限る）。自家用、営業用の別は問いません。

2 自動車取得税の減免が受けられる自動車（軽自動車を含みます。）

- (1) 心身に障がい等のあるかたが利用するため、例えば車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等、特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車。自家用、営業用の別は問いません。
- (2) 専ら心身に障がい等のあるかたが運転するために、運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車で、タクシー等の用途に使用される営業用自動車

減免となる額は、当該自動車の取得価額のうち、車いすの固定装置又は運転装置等の特別の仕様又は構造変更に要した金額に、当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額です。

3 申請手続き

1 新たに自動車を登録する場合【新規登録・名義変更登録・管轄変更による転入】

提出先	鳥取県自動車整備振興会内(鳥取運輸支局隣)の自動車税・自動車取得税申告書の受付窓口
提出期限(※2)	自動車を登録するとき(自動車税は申請のあった月の翌月から月割で課税免除)
必要書類	①自動車税等申告(報告)書 ②課税免除(減免)申請書 ③印鑑(法人にあっては代表者職印、個人にあっては認印) ④用途変更自動車の価額を証する書類(※3) ⑤自動車検査証の写し(後日提出) ⑥事実を証する写真(構造変更の状態が確認できる内部の写真等を後日提出)

2 現在所有している自動車の場合【新たに改造等を行い8ナンバー車となった場合など】

提出先	管轄の県税事務所(下記問い合わせ先参照)
課税免除の始期	自動車税について申請のあった月の翌月から月割で課税免除(※1)
必要書類	①課税免除(減免)申請書 ②印鑑(法人にあっては代表者職印、個人にあっては認印。) ③自動車検査証の写し ④事実を証する写真(構造変更の状態が確認できる内部の写真等)

(※1) 賦課期日(4月1日)時点で課税免除の要件を満たすもののうち、納期限(5月31日)の7日前(5月24日)までに申請した場合は、年税額が課税免除されます。

(※2) 提出期限が過ぎたあとは、申請された月の翌月から月割で自動車税が課税免除されます。

(※3) 特別な仕様により製造された自動車の価額を証する書類及び構造変更に要した価額を証する書類(構造変更車とベース車の差額がわかるものでも可。)

4 継続手続きについて

翌年度以降も引き続き自動車税の課税免除を受ける場合は、継続の申請を毎年行う必要があります。2月～3月に各県税事務所から申請書類(継続用)をお届けしますので、課税免除の要件を満たしているときは、申請書その他の必要書類を管轄する県税事務所に郵送又は持参してください。

《 問 い 合 わ せ 先 》

手続きについてご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄
東部県税事務所	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	(0857)20-3511～3513	鳥取市・岩美郡・八頭郡
鳥取県自動車整備振興会内(鳥取運輸支局隣)	〒680-0006 鳥取市丸山町233	(0857)23-6649	新規登録・名義変更登録
中部県税事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	(0858)23-3107、3112	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所	〒683-0054 米子市栞町一丁目160	(0859)31-9604、9605	米子市・境港市・西伯郡・白野郡
西部県税事務所日野支所	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1	(0859)72-2083	日野郡
県庁税務課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	(0857)26-7053	